令和2年度第12回 下関市農業委員会総会議事録

午前9時30分 ~ 午前11時10分

場 所 川棚公民館 2階講堂

会議構成員及び現在総数

会議構成員18現在数18出席総数17欠席総数1

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	新久保 克己	出席
3	江村 卓三	出席
4	藤野 俊孝	出席
5	田﨑 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	欠席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長 ほか4名

傍聴人:なし

事務局 (石井事務局長)

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は17名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。 それでは、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議長(山田会長)

皆さん、おはようございます。

(会長挨拶)

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和2年度第12回定例総会の開会」を宣告いたします。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号7番の下田敏純委員と、議席番号8番の加藤ソメ委員のご両名を指名します。よろしくお願いします。

今回は改選後初の総会で新任の委員も居られますので、議事に入る前に、審議する議事の内容並びに総会の進め方について、事務局より説明を願います。

事務局 (徳富事務局次長)

これより次第に沿って議事を審議して参りますが、この度の改選に伴いまして新たに就任された農業委員さんもおられますので、審議する内容と進行の方法について、主なものを、かいつまんでご説明申し上げます。

まず、大前提として農地の移転や転用をする際には農地法の許可申請手続きをして許可を受けなければなりません。

許可申請の種類は、目的と組み合わせにより大きく3つに分けられます。

- 1 農地法第3条に係るもの(農地の移転)
- 2 農地法第4条に係るもの(農地の転用)
- 3 農地法第5条に係るもの(農地の移転・転用) です。 はじめに、「1 第3条に係る許可申請」について、ご説明いたします。 本日の総会議案の第1号がこれに該当します。

農業者または農地所有適格法人が、営農目的で農地を取得または譲渡する場合(所有権移転)などに農地法第3条に基づいた許可申請が必要になります。

予め事務局で許可基準を満たしていること、申請書類等の提出物について不備等がないことをすべて確認した後に、2人以上の農業委員さんと事務局職員で許可基準の確認等、現地調査を行ったうえで、総会にて皆さんにお諮りし、審議を経たうえで許可するものです。

なお、この3条に基づく許可基準の一つに、許可後の経営面積要件「下限 面積」というものがあり、下限面積を下回らないことが許可の要件となってい ます。

この面積は各市町の農業委員会で独自に定めることが可能です。配布している「農地法許可制度の概要」の7ページに県内各市町の下限面積一覧の記載があります。本市では30~50アールとしていますが、この4月からは市内全域で30アールに変更となりますので申し添えます。

次に、「2 第4条に係る許可申請」について、ご説明いたします。

本日の総会議案の第2号がこれに該当します。自分の農地に変更を加えて農地以外の利用目的に転用する場合など(例えば、自己用住宅を建てるときなどが相当します)、農業委員会の許可を受けなければなりません。

これも予め事務局で許可基準を満たしていること、申請書類等の提出物について不備等がないこと等を確認した後に、2人以上の農業委員さんと事務局職員で現地に赴き、周辺農地への影響の有無等を確認した後に、総会にて皆さんにお諮りし、審議を経たうえで許可するものです。

最後に、「3 第5条に係る許可申請」について、ご説明いたします。 本日の総会議案の第3号がこれに該当します。先程の第4条と同様に、農地 に変更を加えて農地以外の利用目的に転用する場合等であって、なおかつ所有 権移転を伴うもので、これも農業委員会の許可を受けなければなりません。

4条と5条の大きな違いは、4条が所有権移転を伴わない自分の農地に対する利用目的の転用であるのに対して、5条は他人に譲渡、売却を行う場合、つまり所有権移転を伴うものであることです。

これも予め事務局で許可基準を満たしていること、申請書類等の提出物について不備等がないこと等を確認した後に、2人以上の農業委員さんと現地に赴き、周辺農地への影響の有無等を確認して、総会にて皆さんにお諮りして審議を経たうえで許可するものです。

なお、第4条及び第5条許可については、農地区分が、第1種農地、甲種農地、 農用地区域内農地及び転用面積が30アールを超える案件、転用目的が、営農型 太陽光発電設備、農業委員会が必要と認める事案については、山口県ネットワー ク機構の意見聴取を行い「許可」となります。

総会の進め方としては、各議案について先ず事務局が内容説明を行い、次に 現地を確認した農業委員から現地調査の結果報告後、それを基に、この総会の 場で審議を行って許可等の決定をいたします。

なお、農地が市街化区域にある場合は、あらかじめ農業委員会に届出ることにより受理通知書を交付いたしますので、許可申請は不要です。

また、市街化区域以外の4条、5条の許可については、昨年度までは山口県 が許可権者でしたが、令和2年4月から下関市に権限が委譲され市長からの事 務委任により、下関市農業委員会が許可権者として転用の可否を決定していま す。

いま、ご説明いたしました内容の詳細につきましては、先日の臨時総会にて配布いたしました「関係例規集・法令集」をご参照ください。なお、許可を要しない場合もありますので、農地転用許可の基準(立地基準、一般基準)について、今一度ご確認ください。

ちなみに、本日お手元に配布しています「農地法許可制度の概要」と「現況 確認書交付事務取扱要領」も当該ファイル(関係例規集・法令集)から改めて 抜粋したものです。

議長(山田会長)

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規 定による許可について」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

事務局 (徳富事務局次長)

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可についてご説明しますが、 その前に、資料の訂正がございます。

番号3番について、申請者から3月11日付けで、許可申請取下申出書が提出 されましたので、本議案より取下げによる削除をいたします。

それでは、ご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、1, 382 ㎡、位置図は5、6ページ、公図は、7ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線阿川駅から北西へ約100mに位置する、農業振興地域内の農用地でございます。

申請理由は、県外に居住しており管理が出来ない譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から、の距離に位置しており、譲受後は、飼養している肥育牛の飼料用稲を栽培する予定でございます。

売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆、合計面積は、3,424㎡、位置図は8、9ページ、公図は、10、11ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ約1kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、高齢で耕作が困難となり農業後継者もいない譲渡人の要望に譲 受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から、 の距離に位置しており、譲受後は、水 稲を栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

総会議案書 2ページをお開きください。 4 番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 2 筆、合計面積は、4, 3 6 9 ㎡、位置図は 1 5、 1 6ページ、公図は、 1 7、 1 8ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ約2.2kmに位置する、農業振興 地域内白地の農地でございます。

申請理由は、市外に居住しており、耕作が困難な譲渡人の要望に譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から、 の距離に位置しており、譲受後は、 アカシア、ユーカリ、桃等の花卉(花木)を栽培する予定でございます。 売買による所有権の移転となっております。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所小串支所から南東へ約2.9kmから3.3kmに位置する農地でございます。

■●番1は、農業振興地域内白地の農地で、▲●番、△○番1、□○番の3筆は、農業振興地域内の農用地で、残りの6筆は、過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、高齢となり、農業後継者もいない譲渡人の要望に、譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から、 から の距離に位置しており、 譲受後は、水稲や大根、タマネギ等の野菜を栽培する予定でございます。

売買による所有権の移転となっております。

3ページに戻りまして、6番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、766㎡、位置図は31、32ページ、公図は、33ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線綾羅木駅から北東へ約700mに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、体調不良により耕作が困難な譲渡人の要望に、申請地が耕作地の近くに位置していることから、譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から、 和を栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

総会議案書4ページをお開きください。7番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、818㎡、位置図は34、35ページ、公図は、36ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から北へ約1.1 kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、経営規模拡大を考えた譲受人が、自宅から近くに位置している申請地の取得を希望したもので、高齢で耕作が困難となり、農業後継者もいない譲渡人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から の距離に位置しており、譲受後は、水稲を栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると

考えられます。以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、 譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

また、事務局より説明がありましたとおり、3番の案件については取り下げとなりましたので、審議の対象外と致します。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号18番 有田孝義委員、報告を お願いします。

有田孝義委員

18番の有田です。3月3日に農業委員2名、事務局職員1名で現地を確認しました。譲受人は現在150頭の肥育牛を飼育しており飼料用稲を栽培するための農機具を保有し申請地周辺の農地を借り受けて飼料作物の栽培を行っています。このたびは飼料用作物の増産を目的に譲渡人の要望に応じたものです。申請地及び経営農地について今後も適正に管理されると見込まれますので問題はないと思われます。よろしくご審議願います。

議長(山田会長)

続きまして、2番、4番、6番の各案件につきまして、議席番号5番 田﨑育 子委員、報告をお願いします。

田﨑育子委員

5番の田崎です。3月4日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。2番の案件ですが、定年退職した譲受人は農地を良く管理しております。家の近くで栽培していた水田が開発で耕作できなくなったため、他の農地を探して当該地を譲り受けることになったものです。4番の案件については、市外に居住して耕作が困難な譲渡人が、意欲的に農業に取り組む譲受人に申し出たものです。譲受人は耕作放棄地が多い地区の中でもしっかりと農地を管理しています。花卉栽培経営規模の拡大を図るものです。6番の案件ですが、申請地は綾羅木川沿いにあり、近くには新下関商業団地があります。体調不良により耕作が困難になった譲渡人の申し出に譲受人が応じたものです。譲受人は野菜のハウス栽培や水稲の栽培をしており、将来を見据えて意欲的に取り組んでいます。よろしくご審議願います。

議長 (山田会長)

続きまして、5番の案件につきまして、議席番号9番 石田安男委員、報告を お願いします。

石田安男委員

9番の石田です。3月4日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。この案件は売買にて農地を取得するものですが、譲渡人は高齢で後継者もおらず、農地を一括して譲りたいと考えていたところ、隣人で親戚でもある譲受人が規模拡大を考えていたため売買することになったものです。譲受人は若い頃より家族と専業で農業に取り組んでおります。地域の中核的な担い手として信頼の厚い農業者です。水田は畦畔もきちんと草刈り等の管理がされていました。よろしくご審議願います。

議長 (山田会長)

最後に7番の案件につきまして、議席番号7番 下田敏純委員、報告をお願い します。

下田敏純委員

7番の下田です。3月5日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。譲渡人は高齢で耕作困難ということで譲受人の要望に応じたものです。現地はきちんと管理されており、譲受人も今後きちんと耕作されると思われます。よろしくご審議願います。

議長(山田会長)

それでは、事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いします。

江村卓三委員

3番江村です。内容について異議はないのですが、初めてですのでお尋ねします。議案書の表に「市・調」との記載がありますが、これは都市計画区域のことだと思いますが、その欄に「未指定」とか「非線引」とかの表記がありますが、この辺の文言の意味を教えてください。それから「経営面積、申請面積」の欄ですが、上段の経営面積は現状耕作している面積で、これに下段の申請面積が今後含まれる、つまり取得予定の申請面積は上段の経営面積には含まれていないと解してよろしいですか。

事務局 (岡本主任)

先ず議案書の「市・調」と記載されている欄ですが、「未指定」と記載している箇所が都市計画区域の指定がない地域です。下関市では豊田町と豊北町が該当します。「非線引」との記載ですが、ここは下関北都市計画区域で、市街化区域及び市街化調整区域の区分をしていない地域を示しています。場所で言いますと、豊浦町、菊川町と内日地区でございます。当該地区にある農地については、「非線引」と記載させて頂いております。

経営面積と申請面積についてですが、委員さんがおっしゃるとおり、経営面積には、この度の申請面積は含まれておりません。よって当該農地を取得後に経営面積に申請面積が加わることになります。

議長 (山田会長)

他に質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。 それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成と認めます。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

次に日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」 をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (徳富事務局次長)

それでは、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可についてご説明いたします。

総会議案書37ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、40ページから42ページ、公図は43、44ページで、土地利用計画図は45、46ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から、北東へ約1.2kmに位置する、過去に 農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、農地法施行令第12 条第1号に該当する、「第一種農地」となります。

転用目的は、27台分の参拝者駐車場及び3台分の貸駐車場を整備するものでございます。

申請理由につきましては、既存のお寺の駐車場では、定期的に開催している行事の際、駐車場不足により、市道への路上駐車が頻繁に発生しており、また、門徒からの要望も多く寄せられていたことから、この度の駐車場整備に至ったものでございます。本案件には、一体利用地はございません。

申請者からは、お寺の年間行事一覧表と3台分の貸駐車場借受申込書も提出

されており、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断しました。 土砂の流出対策としては、●●番●の東側には赤線で分断された農地は、申請地よりも高く、残りの2筆にも隣接した農地はありますが、申請地内を造成し、法面は芝張りで養生する計画となっております。

汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用用排水路及び道路側溝に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、追認案件で、平成16年頃に、駐車場は既に整備されており、 下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされております。

この度の転用については、下関土地改良区から、土地改良事業計画上、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えます。

37ページに戻りまして、2番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、47、48ページ、公図は49ページで、土地利用計画図は50ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所清末支所から西へ約350mに位置する農地で、農地法第45条第2号に該当する「第二種農地」となります。

転用目的は、自宅への進入路及び農家住宅の敷地拡張でございます。

申請理由につきましては、隣接地の開発工事に伴い市道の拡幅工事が行われたことから、拡幅工事がなされていない場所から、自宅までの進入路を拡幅するもので、合わせて擁壁及び進入階段の設置を目的に、農家住宅の敷地拡張を行うものでございます。

一体利用地の、△△番、○○番は、自己所有地で残りの一体利用地は、市道及び法定外公共物の加工部分のみで、道路工事施行承認書と法定外公共物加工許可書が提出されており確保は確実で、農家住宅の敷地拡張後の敷地面積も1,000㎡を超えていないことから、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断しました。

土砂の流出対策としては、申請地の東側に隣接した農地はありますが、申請地よりも高く、アスファルト舗装される計画で、▲▲番の残地農地部分と申請地の間には、既に擁壁が設置されております。

一体利用地からの汚水は、合併浄化槽で処理され自己所有の山林を通り、農業 用用排水路に放流されます。また、雨水は、道路側溝及び自己所有の山林へ放流 されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、一部追認案件で、▲▲番の一部は、約25年前より自宅への

進入路及び自宅の敷地として利用されており、下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされております。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書38ページをお開きください。3番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、51、52ページ、公図は53ページで、土地利用計画図は54ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から南へ約4.1kmに位置する過去に農業公共投資の対象となっている集団性のある農地で、農地法施行令第12条第1号2号に該当する「第一種農地」となります。転用目的は、農家住宅の敷地拡張でございます。

申請理由につきましては、農業経営規模拡大に伴い、米乾燥機調整施設を新たに整備することを目的に農家住宅の敷地拡張を行うものでございます。

一体利用地の、●●番●は、自己所有地です。

この度の計画につきましては、農家住宅の敷地拡張後の面積が、1,000㎡ を超えますが、既存の住宅には、キッチン、トイレ、浴槽等が2箇所設置されている、2世帯住宅で申請者は、水稲25haを営農されていることから、事務局といたしましては、ライスセンター用の農業用倉庫の建築を目的とした農家住宅の敷地拡張であり、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断しました。

土砂の流出対策としては、申請地の東側に隣接した農地はございますが、申請地よりも高い位置にあり、残りの農地は、市道や水路で分断されております。

一体利用地からの汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、農業用用排水路に放流されます。また、水路へのすくもの流出防止対策として、防護ネットを設置する計画となっており周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関市豊田町土地改良区から、土地改良事業計画上、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本件は、第1種農地ではございますが、農家住宅の拡張に係る部分の面積が既存敷地の2分の1を超えていないことから、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

38ページに戻りまして、4番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、55、56ページ、公図は57ページで、土地利用計画図は58ページをご覧ください。

申請地は、JR山陽本線幡生駅から北西へ約1.4kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地で、「第二種農地」となります。

転用目的は、長屋住宅でございます。申請理由につきましては、申請地区は、 住環境にも恵まれた地域で、集合住宅の建設を求める要望も多く寄せられてい ることから、新規事業として、この度、長屋住宅の建築を計画したものでございます。

一体利用地は、法定外公共物の加工部分のみで、法定外公共物加工許可申請書が提出されており確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断しました。

土砂の流出対策としては、申請地の一部に隣接した農地はありますが、申請地内をアスファルト舗装する計画となっております。

汚水は、公共下水道で処理され、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、 周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

総会議案書39ページをお開きください。5番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、59、60ページ、公図は61ページで、土地利用計画図は62ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線川棚温泉駅から北東へ約370mの位置にある農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められている区域内にある農地で、農地法施行令第14条及び農地法施行規則第44条第3号に該当する、「第三種農地」となります。転用目的は、アパートでございます。

申請理由につきましては、住環境にも恵まれた地域で、集合住宅の建設を求める要望も多く寄せられていることから、新規事業として、この度、アパート2棟の建築を計画したものでございます。

一体利用地は、法定外公共物の加工部分のみで、法定外公共物加工許可申請書が提出されており確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断しました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地はありますが、申請地内をアスファルト舗装及びコンクリート張りする計画となっております。

汚水は、公共下水道で処理され、雨水のみ、直接農業用用排水路又は申請地内の新設の排水路から、農業用用排水路に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関市豊浦町土地改良区から、土地改良事業計画上、 支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。本件は、「第3種 農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果

の報告をお願いします。

それでは、1番と4番の案件につきまして、議席番号5番 田﨑育子委員、報告をお願いします。

田﨑育子委員

5番の田﨑です。3月4日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。安岡の済生会病院近くにあり、寺の後方には農免道路が通っています。登記上は田ですが現況は既に寺の駐車場となっておりました。門徒の路上駐車が多かったため平成16年頃から駐車場に整備されたそうです。今回、参拝者の利便性からこのように至った始末書を据えて申請書が提出されたものです。農地に隣接していますが雨水等、周辺農地への影響はなく土地改良区からも支障ない旨の意見書が提出されております。

4番の案件ですが、幡生駅から1.4キロの所にある第二種農地です。現況は畑ですが休耕でした。地域で集合住宅を求める要望があり、この度の計画に至ったものです。周辺農地に影響はありません。よろしくご審議願います。

議長(山田会長)

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号2番 新久保克己委員、報告 をお願いします。

新久保克己委員

2番の新久保です。3月5日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。申請内容は事務局の説明どおりです。自宅への進入路及び農家住宅の敷地拡張です。自宅への進入路につきましては、道路幅の拡幅のために畑地を転用するものです。敷地拡張については約25年前に既に転用されており、始末書が提出されております。致し方ないと考えます。よろしくご審議願います。

議長(山田会長)

それでは、3番の案件につきまして、議席番号16番 金田豊和委員、報告を お願いします。

金田豊和委員

16番の金田です。3月3日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。事務局の説明どおり、農業用倉庫の建築を目的に農家住宅の敷地拡張を行うもので、隣接する286㎡を宅地と一体的に土地利用する計画です。申請者は現在25~クタールの農地で稲作等を行う大規模農家です。今後、後継者が規

模拡大する意向があり、乾燥調整を含めた作業体制を確立し経営安定を図ろうとしております。建築面積が221㎡と大きな規模ですが乾燥調整機械の設置などを考慮すると適当だと考えます。軒高が7メートルと大変高いのですが東側に隣接する農地は申請地よりも高く、南側がひらけていますので、周辺農地への影響は最小限だと思います。他に適当な土地がなく許可基準を満たしているため問題ないと考えます。よろしくご審議願います。

議長 (山田会長)

最後に、5番の案件について、議席番号9番 石田安男委員、報告をお願いします。

石田安男委員

9番の石田です。3月4日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。申請地周辺は駅にも近く集合住宅も多い場所です。申請地は長い年月休耕状態であり、今後も耕作の意志がないとのことで、長屋住宅の建築を計画しています。周辺は道路とアパート、太陽光発電設備等に囲まれ、独立した第三種農地であります。

雨水は自然流下で汚水は公共下水道で処理される予定であり、何ら問題はないと考えます。よろしくご審議願います。

議長(山田会長)

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

江村卓三委員

3番の江村です。これも初めてなので確認させてください。長屋住宅とか色々ありますが、こういった地目は後に変更されるのでしょうか。それから例えば3番の案件ですが、もう既に分筆をされていますが、これは初めから分筆されていたものなのか、それとも今回の目的に沿って分筆したものなのですか。

事務局(岡本主任)

先ず3番の案件についてですが、今回の計画に基づいて分筆されたものでは ありません。

それから通常の農地転用の場合、農地転用後ほとんどの方は登記地目を変えられていると思いますが、農業委員会では確認はしておりません。農業委員会では、転用すればその土地は農地ではなく非農地であるという判断までです。

議長 (山田会長)

他に質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。 「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」、「許可」とする ことに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認め、ただいま審議しました農地法第4条に係る申請については、「許可」といたします。 なお、1番と3番については山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い「許可」といたします。

続きまして、日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (徳富事務局次長)

それでは、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可についてご説明いたします。

総会議案書63ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は64、65ページ、公図は66ページ、土地利用計画図は67ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所清末支所から、南へ約1kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、現在借家住まいの借受人が、子供の成長に伴い手狭となり、義母と同居することとなったことから、父親が所有している申請地に自己用住宅の建築を計画したものでございます。使用貸借による権利の設定となっております。本案件には、一体利用地はございません。計画面積は、土地利用計画及び建ペい率からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に一部隣接した農地はございますが、コンクリートブロックを設置する計画となっており、汚水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに道路側溝に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は一部追認案件で、昨年12月に、申請地の一部に砕石を敷均し、 ブロックフェンスが設置されていたことから、下関市農業委員会会長あてに始 末書の提出がなされております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

以上でございます。

議長 (山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、当該案件につきまして、議席番号2番 新久保克己委員、報告をお願いします。

新久保克己委員

2番の新久保です。3月5日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。申請内容は自己用住宅を建てるために、親であります譲渡人の土地に使用貸借による権利を設定するものであります。現地確認時は野菜が作付けされていましたが、外構が設置され進入路には砕石が敷かれていました。汚水は合併浄化槽から、雨水とともに道路側溝に放流されるものでありまして、問題ないと思われます。よろしくご審議願います。

議長(山田会長)

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、「許可」とする ことに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認め、ただいま審議しました農地法第5条に係る案件について「許可」といたします。

次に日程第4「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画 変更に係る意見決定について」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

事務局 (徳富事務局次長)

それでは、議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更 に係る意見決定について、ご説明いたします。

総会議案書 6 8ページをお開きください。 1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は 7 0、 7 1ページ、公図は 7 2ページ、変更前の土地利用計画図は 7 3ページ、変更後の土地利用計画図は 7 4ページをご覧ください。

変更内容は、土地利用計画の変更及び期間延長でございます。変更理由は、土地所有者から、隣接地で、農地造成を行うので、工事車両の進入路の確保及び農地造成完了後の自己所有農地への通行承諾をいただきたいとの相談を受け、土地利用計画を変更するものでございます。

土地利用計画の変更箇所は、進入路を確保する為、パネルの配置及びフェンス

設置位置の変更、隣接地の農地造成に伴う、造成計画の変更、土砂流出対策として、土側溝の新設でございます。

また、農地造成者でもある土地所有者との調整にも時間を要し、工事期間内での工事完成が困難な状況となったことから、合わせて工事の期間延長をするものでございます。

申請地は、造成工事も完了し、基礎設置工事中でございましたが、造成工事及びパネルの配置等が変更され施工されていたことから、山口県知事あてに、始末書が提出されております。

2番、3番は、同一事業でございますので、合わせてご説明いたします。総会議案書は、68、69ページでございます。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は75、76ページ、公図は77ページから79ページ、土地利用計画図は、80ページをご覧ください。

変更内容は、期間延長でございます。変更理由は、橋脚掘削内の障害物の発生により掘削作業が遅れ、全体工程に遅れが生じた為、この度の申請に至ったものでございます。

この度の申請に伴い、原状回復する旨が記載された誓約書及び、法定外公共物使用許可申請書、市有財産借受申請書も合わせて提出されております。

以上でございます。

議長 (山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号9番 石田安男委員、報告をお願いします。

石田安男委員

9番の石田です。3月4日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。1番の案件について報告いたします。変更理由は事務局説明のとおりですが、隣接地で農地造成工事を行っております。造成に伴う進入路の関係で、パネルとフェンスの設置位置を変更するなど時間を要して期間延長をするものです。現在は70%位の進捗状況でした。パネルの設置箇所変更等に係る始末書が県知事宛に提出されています。よろしくご審議願います。

議長(山田会長)

続きまして、2番と3番の案件については合わせて、議席番号2番 新久保克 己委員、報告をお願いします。

新久保克己委員

2番の新久保です。3月5日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。2番と3番は同じ案件です。新幹線の橋脚耐震補強工事に対して期間延長するものです。掘削内に障害物が発生したことにより工事に遅れが生じたものです。11本中、6本が完成していました。残り5本中4本に係る部分が掘削中であり、延長期間は適当であると考えます。よろしくご審議願います。

議長(山田会長)

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」、当該案件を「承認相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり承認相当と決しましたので、その旨の意見を付して県に送付することといたします。

次に日程第5「議案第5号 現況確認について」をお諮りします。 事務局の説明を求めます。

事務局 (徳富事務局次長)

まず初めに、この「現況確認」についてですが、これはお手元に配布しています「現況確認書交付事務取扱要領」の中で定めているもので、現況が非農地である土地について、「農地法の適用を受けない土地である」旨の証明を行うものです。

この要領に基づいて、農業委員会が「非農地」とみなせば、農地以外の地目への変更登記手続きに移ることができます。農地法による転用とは異なり、地目変更登記そのものが目的となるため、地目変更した後の用途については、農業委員会は関与いたしません。

現況確認書交付事務については、農地法等の法的根拠はなく、各市町の農業 委員会が行政サービスの一環として行っているもので、現況がすっかり山林や 原野などの非農地になってしまった土地について「農地法の適用を受けない土 地であること」を証明するものです。この証明を受けることで、田や畑から山 林・原野への地目変更が可能となります。

それでは、議案第5号 現況確認についてご説明いたします。

総会議案書81ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議 案書に記載のとおりでございます。

登記地目、畑3筆、合計面積は、2, $375 \, \text{m}^2$ で、申請地の位置図は $82 \, \text{cm}$ ジから $84 \, \text{cm}$ ジ、公図は $85 \, \text{cm}$ 86 cm で、で覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所小串支所から南東へ約3.2kmに位置する土地2筆と、小串支所から北東へ約5.4kmに位置する土地1筆でございます。令和3年3月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりの状況でございました。

△△番は、果樹が植え付けられており、農地として管理可能な状況にありましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」と確認しております。

残りの2筆については、現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

81ページに戻りまして、2番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田 4 筆、合計面積は、1, 756 ㎡で、申請地の位置図は87、88ページ、公図は89、90ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所小串支所から、南東へ、約3.4kmに位置する土地でございます。

令和3年3月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で 現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりの状況でございました。

●●●番●は、伐採された梅の木は確認できましたが、農地として管理可能な状況にありましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」と確認しております。

残りの3筆については、現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当するため、「非農地」と確認いたしました。以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番と2番の両案件につきまして、議席番号9番 石田安男委員、報告をお願いします。

石田安男委員

9番の石田です。3月4日に農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員2名で現地を確認しました。1番については●●番には栗などの果樹が植えてあり雑草等が繁茂しておりましたが、「農地」として管理可能と判断致

しました。△△番については雑木が繁茂しており「非農地」と判断しました。○ ○番○は前の2筆より約5キロメートル程離れた場所にあります。雑木が多く 繁茂しており「非農地」と判断しました。

2番については、対象のうち3筆(\triangle 4番 \triangle 4、〇〇〇番〇及び \triangle 4△番 \triangle 4は山のような状態で、雑木が繁茂しており「非農地」と判断いたしました。残る1筆 \triangle 9番 \triangle 4管理可能な「農地」と判断致しました。よろしくご審議願います。

議長 (山田会長)

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第5号 現況確認について」、報告のありました1番の案件については、地番●●番を「農地」、地番△△番及び○○番○については「非農地」とし、2番の案件につきましては、地番▲▲番▲、○○○番○及び△△△番△について「非農地」、地番●●●番●については「農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

次に、日程第6「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号4番 藤野俊孝委員、議席番号8番 加藤ソメ委員、議席番号10番 田上光義委員、 本日欠席ですが議席番号11番 河本隆一委員、議席番号12番 坂田謙祐委 員、議席番号15番 藤本康洋委員、議席番号16番 金田豊和委員、議席番号 17番 岩本憲慈委員、それから議席番号14番 わたくし山田の合計9名が 該当しています。

通常であれば該当委員にはここで退席をお願いするところですが、今回は委員総数18名に対して9名もの対象者が居りますので、全員が事務局説明を受けたのち、採決を本局担当地区と北部支局担当地区に分けて実施したいと思います。

出席委員、全員承諾のようですので、事務局の説明を求めます。

事務局 (徳富事務局次長)

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利

用集積計画の決定についてですが、『農用地利用集積計画の決定』とは、農業経営基盤強化法に基づく、「農地の貸し借りに関する利用権設定」や「所有権の移転」について、「権利者等の氏名又は名称及び住所」や「権利の内容等」を農業委員会の決定を経て定めた農用地利用集積計画を市町村が公告することにより利用権設定や所有権の移転の効力が発生することとなっています。

それでは議案内容をご説明いたします。総会議案書91ページをお開きください。1番。この案件は、令和3年4月1日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては、別紙「議案第6号関係資料」の「1. 農用地利用集積計画一覧表(令和3年4月1日公告予定分)」をご覧ください。

この案件は、利用権設定に係る決定です。別紙「議案第6号関係資料」の15 8ページから160ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更 新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する 基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満 たしていると考えられます。以上でございます。

議長 (山田会長)

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り2地区に分けて採決します。

先ず、本局担当地区から実施しますので、該当委員は退席願います。

(本局担当地区の該当委員 3名退席)

それでは、「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(本局担当地区分)」 賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案の本局担当地区分については、原案のとおり決定します。

引き続きまして、北部支局担当地区分について同様に採決を実施いたします。 該当委員には退席を願いますが、私も該当していることから、「下関市農業委 員会総会会議規則第6条」及び「下関市農業委員会規程第3条」に基づき、議長 の職務を会長職務代理者の田崎育子委員に代理してもらいます。田崎職務代理 は議長席に、ご移動願います。

- (本局担当地区の該当委員 3名着席)
- (北部支局担当地区の該当委員 5名退席)

(田﨑職務代理 議長席へ移動)

議長(田﨑育子職務代理)

それでは、議長を交代します。宜しくお願いします。

では、日程第6「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による農用地利用集積計画の決定について(北部支局担当地区分)」賛成委員の 挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

議案第6号の審議が終了いたしました。それでは、山田会長と議長を交代いた します。ご協力ありがとうございました。

(退席委員 5名自席へ着席)

(山田会長は議長席へ着席、田﨑職務代理は自席へ着席)

議長(山田会長)

田﨑委員ありがとうございました。

次に、日程第7「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」をお諮りします。なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号4番 藤野俊孝委員、議席番号7番 下田敏純委員、議席番号17番 岩本憲慈委員の計3名が該当しています。該当委員は退席をお願いします。

(該当委員 3名退席)

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (徳富事務局次長)

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による『農用地利用配分計画に係る意見決定』についてですが、農地中間管理機構が農地の出し手から借り受けた農地を担い手へ集積することを目的に、借受希望農家へ配分するための計画(案)について、業務の委託を受け、計画(案)を作成する市町村が農業委員会の意見を聴くこととなっておりますので、その意見決定を行うものでございます。

それでは、ご説明いたします。総会議案書92ページをお開きください。 この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に 配分するにあたり、下関市長から農用地利用配分計画に係る意見を求められた ものでございます。

資料としましては、「議案第6号関係資料」の続きの161ページから179ページに「議案第7号関係資料」としてお示ししております。

1番。内容につきましては、別紙「議案第7号関係資料」の1ページ目の「1. 農用地利用配分計画(案)」(下関区域分)と、2ページ目の「利用権の設定を受ける者の経営状況」をご覧ください。

2番。内容につきましては、別紙「議案第7号関係資料」の3ページ目の「2. 農用地利用配分計画(案)」(豊浦区域分)と、4ページ目の「利用権の設定を受ける者の経営状況」をご覧ください。

3番。内容につきましては、別紙「議案第7号関係資料」の5ページ目から15ページ目の「3. 農用地利用配分計画(案)」(豊田区域分)と、16ページ目の「利用権の設定を受ける者の経営状況」をご覧ください。

4番。内容につきましては、別紙「議案第7号関係資料」17ページ目の「4. 農用地利用配分計画(案)」(豊北区域分)と、18ページ目の「利用権の設定を 受ける者の経営状況」をご覧ください。

なお、別紙「議案第7号関係資料」19ページ目に地区別の利用配分計画集計表をお示ししております。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を 満たしていると考えられます。以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ないようですので質疑を打ち切り採決します。

「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」、「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって、本案は原案のとおり「意見なし」と決しました ので、その旨の意見を付して下関市長に回答することといたします。

(退席委員 3名自席へ着席)

審議事項はすべて終わりました。次に、日程第8「報告第1号」から、日程第17「報告第10号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局 (中川事務局長補佐)

ご報告いたします。

総会議案書93から101ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定、農地または採草放牧地についての権利取得の届出について」は、34件ございました。

- 102ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定、市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合の転用届出について」は、2件ございました。
- 103ページ、報告第3号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変 更の承認、許可案件に係る事業計画変更申請のうち、工事期間の延長、施設の配 置変更に伴う軽微な土地利用計画図変更等、簡易な事項についての承認につい て」は、2件ございました。
- 109、110ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定、市街 化区域内にある農地を農地以外のものにし、権利を設定し、又は移転する場合の 転用届出について」は、6件ございました。
- 111ページ、報告第5号「農地法施行規則第53条の規定、認定電気通信事業者が中継施設を設置する転用届出について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりました ので、専決により、通知を交付いたしました。

112ページ、報告第6号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、2件ございました。

内容につきましては、記載のとおりです。

相続により農地等を取得して自ら農業を営む場合等には、一定の要件のもとに納税が猶予されます。税務署に提出するため、継続して農業経営を行っている旨の証明の申請があったもので、農業委員による現地確認を行い証明を交付いたしました。

113ページ、報告第7号「農地造成届、農地について生産性が高く効率的に利用ができる農用地に改良する目的の届出について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。地区の農業委員による現地 確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

- 119ページ、報告第8号「農地造成期間延長願について」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。
- 120ページ、報告第9号「農地造成完了届について」は、1件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類等そろっておりましたので、専決により、書類を受理いたしました。
 - 121から125ページ、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による

通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が18件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上、ご報告いたします。

議長(山田会長)

事務局の報告が終わりました。ただいまの報告第1号から第10号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

金田豊和委員

16番、金田です。報告第8号の農地造成の期間延長についてお尋ねします。

1番の案件ですが、基本的には農地造成に敵した土地があれば農地の形状を変えて作業性、生産性の向上を図ることは大変良いことだと思いますが、この1番の案件につきましては3回目の期間延長です。指導はしておられるとは思いますがが、その辺をご説明願います。

事務局 (石井事務局長)

農地造成の件ですが、指導指針というものがありまして、その指針に沿って指導対応しているところでございます。

当該案件は今回3回目の延長でございます。元々の資料には進捗率30%と記載されておりますが、農業委員と事務局で現地を確認しておりますが、その時の進捗率は約80%の造成が済んでいる状況を確認しております。相手方が提出してきた資料の数値をそのまま記載しておりますが、間違いなく80%以上の造成は済んでおりました。

先日、工事を請け負っている業者の代表者が窓口に来られましたので、私の方から、今回3回目というのは、元々、農地造成期間は1年なので農地を効率的に利用するための農地造成で、基本的にこのような期間延長はあり得ない。今回が最後の期間延長だと強く指導しております。

代表者は土量が確保できないため、大変申し訳ないと申しておりましたが、基本的に土量がないということは1年では元々造成が不可能と言うことなので、基本的に理由にならない。今度の延長期限までに必ず完了するように、これが完了しなければ今の高さでも予定のコスモスは充分植栽できるので、これが最後だと強く指導しております。以上でございます。

議長 (山田会長)

質疑は、ございませんか。ないようですので、以上をもちまして本日の総会の 全日程を終了いたします。 次回の令和3年度第1回総会は、令和3年4月15日 木曜日 菊川ふれあい 会館中小ホールで 午前9時30分 から開催いたします。

長時間に渡るご審議、ありがとうございました。 以上をもちまして終了いたします。

(終了時刻11時10分)

上記の議事録は正確と認め署名する。
議長
署名委員
要名悉昌